

人と大地がうるおい輝く豊穡のまち

新「白石町」

合併したらこうなります

合併早わかりガイドブック 第1弾

白石町、福富町、有明町は平成17年1月1日に合併し、新しい「白石町」が誕生します。

そこで、合併に伴う住所変更手続きや各種届出、制度など、

住民のみなさんが「合併したら、これはどうなるの?」

と思われる点を中心にお知らせします。

なお、新「白石町」の業務全般を詳しくお知らせするガイドブック第2弾を12月に発行する予定です。

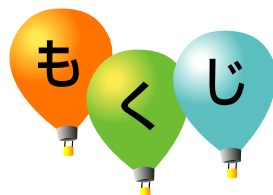


SHIROISHI





合併したらこうなります



■庁舎

●役場の位置・役場の組織	2-3
本庁舎と支所の位置	2
役場の組織・機構	3

■新「白石町」の主な施設

●町内の主な施設	4-5
----------	-----

■届出・証明

戸籍の届出・住民登録・印鑑登録・その他	6
---------------------	---

■税金

窓口受付・町税・税の納付	7
--------------	---

■健康

各種健診・予防接種・乳幼児医療等	8
------------------	---

■高齢者福祉

各種給付と補助・在宅福祉・介護保険・敬老祝金	9
------------------------	---

■児童福祉

保育園・児童手当・ひとり親家庭医療助成	10
---------------------	----

■障害者福祉

各種給付・重度心身障害者医療費助成	11
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当	11

■国民健康保険

資格得喪・国民健康保険税・国民健康保険事業	12
-----------------------	----

■老人保健

資格得喪・各種申請	13
-----------	----

■生活

水道	14
水道加入金	15
ごみとりサイクル・ごみ袋・生ごみ処理器・し尿処理	16
農業集落排水	17
町営住宅・分譲地	18

■産業

農地に関すること	19
----------	----

■学校教育

小中学校・幼稚園の名称・通学区域・転校	20
---------------------	----

■社会教育

社会教育・社会体育施設の名称	21
----------------	----

■必要な手続き

●旅券・免許証	22
●登記等	22
●保険証	22
●公共料金	23
●福祉関係	23-25
●金融機関	25

1月1日、合併して新しい白石町へ

こんなところが変わります

■合併後の町名・住所表示はこうなります。

杵島郡白石町大字福田〇〇〇番地 ▶ 杵島郡白石町大字福田〇〇〇番地
杵島郡福富町大字福富〇〇〇番地 ▶ 杵島郡白石町大字福富〇〇〇番地
杵島郡有明町大字坂田〇〇〇番地 ▶ 杵島郡白石町大字坂田〇〇〇番地

変わるのは、町名だけです

■新「白石町」の大字は次のとおりです。

今泉(いまいずみ) 大渡(おおわたり) 新拓(しんたく) 築切(ついきり) 堤(つつみ)
遠江(とうのえ) 廿治(はたち) 東郷(ひがしごう) 福田(ふくた) 福吉(ふくよし)
馬洗(もうらい) 湯崎(ゆざき) 横手(よこて)
福富(ふくどみ) 福富下分(ふくどみしもぶん) 八平(はちへい)
牛屋(うしや) 新明(しんめい) 戸ヶ里(とがり) 坂田(さかた) 田野上(たのうえ)
辺田(へた) 深浦(ふかうら) 新開(しんかい)

■電話番号

- 合併後の市外局番は変わりません
- グリーンネットしろいしの電話も今までどおりご利用ください

■郵便番号

- 現在使用している番号と変わりません

■合併直後の行事について

例年、各町でおこなっていた行事は…

●成人式

平成17年1月4日(火) 午前10時開会

有明スカイパークふれあい郷自有館(大ホール)

対象者 昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの町内在住者及び

平成12年3月町内中学校卒業生

※式典、校区クラス会については実行委員会で調整中です。

●消防団出初式

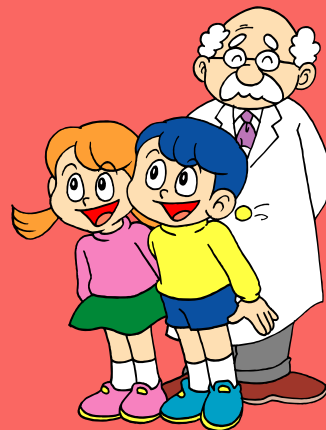
平成17年3月上旬予定

その他の行事は…

●'05有明ロードレース 1月

●第10回歌垣の郷ロードレース大会 3月

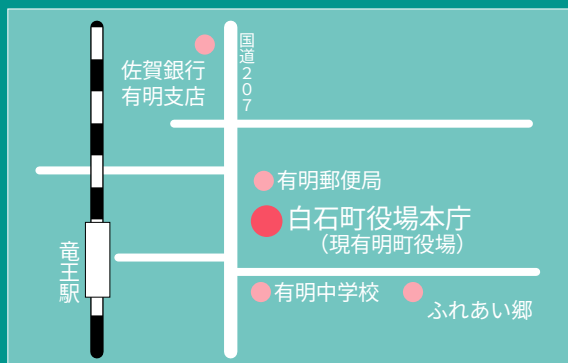
●観桜ロードレース 3月



庁舎の位置

■白石町役場 本庁

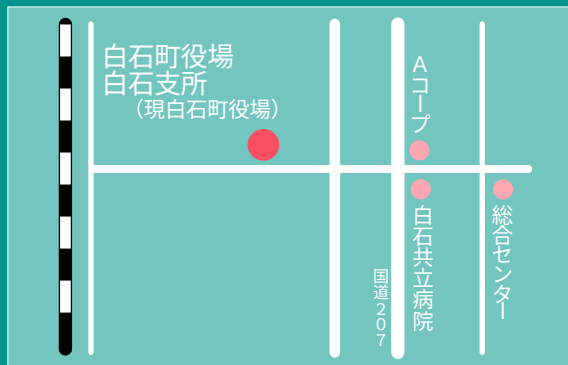
合併後、新庁舎ができるまで当分の間、現在の有明町役場が本庁となります。



●合併後の 住 所：杵島郡白石町大字坂田253番地1
電 話：0954-65-3111 FAX：0954-65-3120
グリーンネット：33-3111

■白石支所

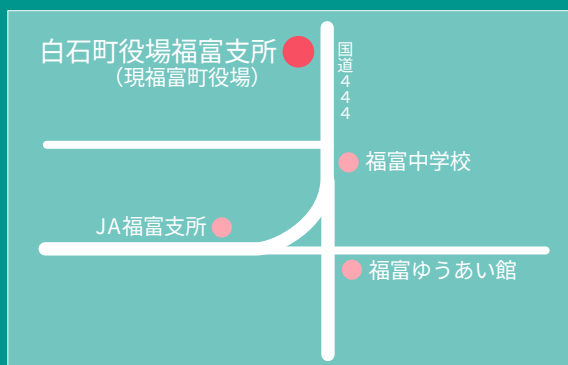
合併後、現在の白石町役場が白石支所となります。



●合併後の 住 所：杵島郡白石町大字福田1809番地1
電 話：0952-84-2111 FAX：0952-84-6611
グリーンネット：21-2111

■福富支所

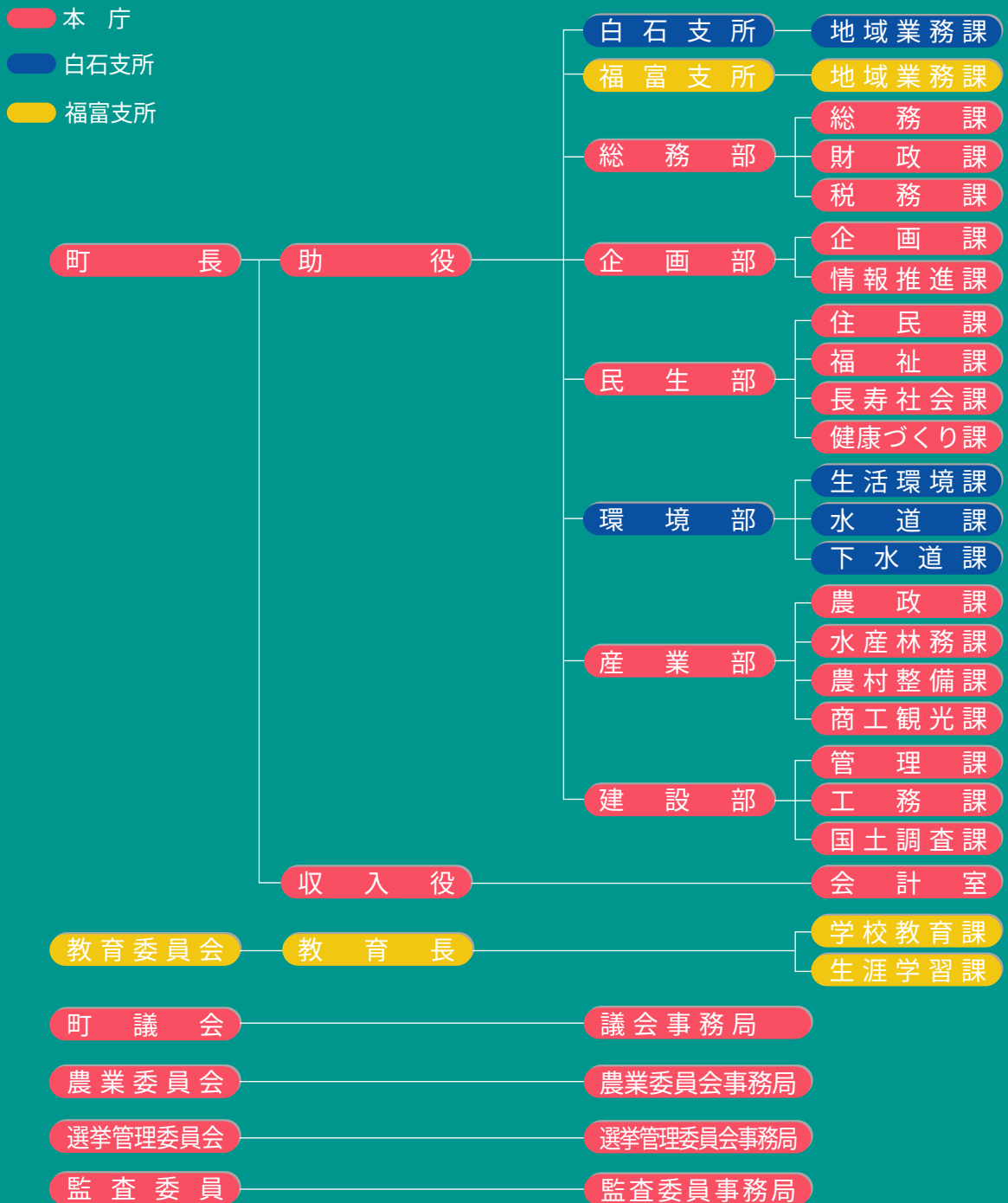
合併後、現在の福富町役場が福富支所となります。



●合併後の 住 所：杵島郡白石町大字福富3451番地
電 話：0952-87-2111 FAX：0952-87-2744
グリーンネット：41-2111

事務組織・機構

■役場案内（本庁・支所の組織機構図）



■環境部は白石支所内、教育委員会は福富支所内に設置します。

■支所の業務

●白石支所・福富支所共通の業務

戸籍・住民票・税務諸証明の発行、福祉申請の手続き等は今までどおり行います。

新「白石町」の主な施設



業務別取扱いの内容

合併したら

こうなります



グリーンネット

合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 住民課 (0954-65-3111)	33-3111
(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)	21-2111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ 戸籍の届出・住民登録・印鑑登録・その他

- 戸籍の届出、住民登録、印鑑登録などは、本庁・支所どちらでもできます。
- 印鑑登録証（手帳）については、合併後もそのまま使用できます。
- 外国人登録は本庁のみで行います。
- 夜間、休日、祝日の戸籍の届出（出生届、婚姻届、死亡届等）は、本庁・支所どちらでも行います。
- 住民票等の時間外交付については、合併後も本庁・支所どちらでも行います。（ただし、予約が必要です。）
- 税関係証明書の発行などは、本庁・支所どちらでも行います。



■ 国民年金

- 国民年金に関する資格取得・喪失等の届出、国民年金保険料免除申請、学生納付特例申請書、及び第1号被保険者に関わる老齢基礎年金等の裁定請求書の受付については、本庁・支所どちらでも行います。





グリーンネット

合併後の
問合せ先

(本 庁) 総務部 税務課 (0954-65-3111)

33-3111

(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)

21-2111

(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)

41-2111

■ 窓口・受付

- 原動機付自転車の登録・廃車手続きは本庁・支所どちらでもできます。
- 法人関係証明書及び住宅用家屋証明書に関する分は、本庁のみで行います。
- 申告（確定申告は除きます）及び納税相談は本庁のみで行います。

■ 税の納付

- 合併後の町税の納付は、今までどおり町で発行した納付書で納付してください。納付場所は、本庁・支所及び金融機関です。

■ 個人住民税

- 納期及び税率等は、今までどおりです。

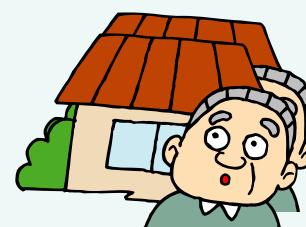


■ 法人住民税

- 税率等は、今までどおりです。

■ 固定資産税

- 納期及び税率等は、今までどおりです。



■ 軽自動車税

- 納期及び税率等は今までどおりです。現在使用している原動機付自転車等のナンバープレートは、合併後もそのまま使用できます。

■ 国民健康保険税

- 納期及び税率等は今までどおりです。（12ページ参照）



合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 健康づくり課 (0954-65-3111)	33-3111
(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)	21-2111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ 住民健診

- 住民健診は、基本健診、がん検診、結核健診などを合わせて今までどおり行います。
- 実施場所については、現町の会場を拠点に行います。

■ 母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票

- 母子手帳は、本庁で交付日に交付します。(月2回)
- 妊婦一般健康診査受診票は、母子手帳交付と同時に交付します。

■ 乳幼児健診・相談

- 乳幼児健診や相談は今までどおり行います。
- 平成17年3月までは現町の計画で行いますが、4月以降は実施予定表や広報でお知らせします。

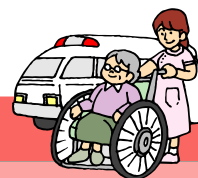
■ 予防接種

- 予防接種は、今までどおり行います。
- 平成17年3月までは現町の計画で行いますが、4月以降は実施予定表や広報でお知らせします。
- 予防接種の対象年齢は、変更ありません。

■ 乳幼児医療助成事業

- 乳幼児医療助成事業(0～3歳未満)は、今までどおり行います。
申請及び転入、転出、転居に伴う乳幼児医療費受給資格証の変更は、本庁・支所どちらでもできます。

※この事業についてのお問い合わせは**民生部福祉課**へおたずねください。



合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 長寿社会課 (0954-65-3111)	33-3111
(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)	21-2111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ 各種給付・補助制度

- 家族介護用品支給、日常生活用具給付事業等については、今までどおり行います。
- 在宅高齢者住宅改良補助金、家族介護者ヘルパー受講支援事業についても、今までどおり行います。
- 申請の受付等は、本庁・支所どちらでも行います。

■ 在宅福祉サービス

- 在宅福祉サービスは、今までどおり行います。主なサービスは次のとおりです。

緊急通報システム事業	いきがいデイサービス事業
配食サービス事業	生活管理指導短期宿泊事業
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅介護支援センター事業

- 申請の受付等は、本庁・支所どちらでも行います。

■ 介護保険

- 要介護認定申請や住宅改修費支給、福祉用具購入費支給の各種申請及び相談業務については、本庁・支所どちらでも行います。
- 介護保険被保険者証について…現福富町及び現有明町にお住まいで、要介護認定を受けている方については、平成17年1月に新しい介護保険被保険者証を送付します。その他の方については手続きの必要はありません。

■ 敬老祝金

- 敬老祝金の額は次のとおりです。

年齢区分	金 額
80歳	10,000円
85歳	15,000円
90歳	20,000円
95歳	30,000円
100歳以上	50,000円



合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 福祉課 (0954-65-3111)	33-3111
(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)	21-2111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ 保育園

- 町立の保育園の名称は、次のとおりです。

白石町立六角保育園	白石町立有明ふたば保育園
白石町立あかり保育園	白石町立有明わかば保育園
白石町立福田保育園	白石町立有明みのり保育園
白石町立福富保育園	
- 保育時間：今までどおり、原則8時30分から16時30分までの8時間とします。
- 保 育 料：合併時の変更はありません。(16年度から3町は保育料の基準を統一しています)
(注) 年度ごとに保育料の見直しを行います。
- 延長保育：実施保育園においては、今までどおり行います。
- 一時預かり：今までどおり、福田保育園で行います。
- 入園申し込みの受付等は、本庁・支所どちらでも行います。
- 平成17年度以降、新町においてサービス内容や実施方法について調整します。

■ 児童手当・児童扶養手当

- 児童扶養手当証書については、住所変更等の手続きは必要ありません。
更新時(平成17年8月)に変更します。
- 申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。

■ ひとり親家庭等医療費助成

- ひとり親家庭等医療費助成については、今までどおり行います。
(注) 医療費助成申請をさかのぼって請求できる期限は、2年間とします。
- 申請の受付等は、本庁・支所どちらでも行います。



グリーンネット

合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 長寿社会課 (0954-65-3111)

33-3111

(白石支所) 地域業務課

(0952-84-2111)

21-2111

(福富支所) 地域業務課

(0952-87-2111)

41-2111

■ 各種給付制度

- 各種給付制度については、次のとおりです。

更生医療給付	ストマ用装具購入助成
補装具給付	紙おむつ購入助成
日常生活用具給付	福祉タクシー利用料金助成

- 資格申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。

■ 重度心身障害者医療費助成

- 重度心身障害者医療費助成については、今までどおり行います。
(注) 医療費助成申請をさかのぼって請求できる期限は、2年間とします。
- 資格申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。

■ 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

- 特別児童扶養手当証書については、住所変更等の手続きはありません。
更新時（平成17年8月）に変更します。
- 資格申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。



合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 健康づくり課	(0954-65-3111)	33-3111
(白石支所) 地域業務課	(0952-84-2111)	21-2111
(福富支所) 地域業務課	(0952-87-2111)	41-2111

■ 資格取得と喪失・各種申請

- 国民健康保険被保険者の資格取得・喪失及び被保険者証の交付・返却、高額療養費の支給、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給などの各種申請は、本庁・支所どちらでも受け付けます。
ただし、高額療養費の貸し付けと出産育児一時金の貸し付けについては、本庁のみで受け付けます。
- 国民健康保険被保険者証は、現在のものを3月まで今までどおり使用してください。住所変更等の必要はありません。
平成17年3月末に新しい被保険者証を送付しますので、お手元に届きましたら、現町発行の被保険者証は各自処分してください。

■ 国民健康保険税

- 今年度（16年度）の国民健康保険税の税率は、次のとおりです。

○課税額の算定基準

	医療分	介護分
所得割	7%	0.85%
均等割（被保険者1人当たり）	20,000円	7,000円
平等割（1世帯当たり）	33,000円	4,500円

- 合併時の変更はありません。
（16年度から3町は課税額の算定基準を統一しています）
- 納付場所は、本庁・支所及び金融機関です。

■ 国民健康保険事業

（人間ドック検診・脳ドック検診・前立腺がん検診）

- 国民健康保険被保険者を対象に、人間ドック検診・脳ドック検診・前立腺がん検診の費用助成を行います。



グリーンネット

合併後の
問合せ先

(本 庁) 民生部 健康づくり課 (0954-65-3111)	33-3111
(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)	21-2111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ 資格取得と喪失・各種申請

- 老人保健の資格取得、喪失及び受給者証の交付、高額療養費の支給などの各種申請は、本庁・支所どちらでも受け付けます。
- 老人保健医療受給者証は、住所変更等の手続きは必要ありません。
平成17年4月に新しい受給者証に更新します。





グリーンネット

合併後の
問合せ先

(白石支所) 環境部 水道課 (0952-84-2111)

21-2111

(本 庁) 総務部 総務課 (0954-65-3111)

33-3111

(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)

41-2111

■ 水道

- 水道料金は次のとおりとなります。ただし、西佐賀水道企業団給水地区については、今までどおりです。

● 基本料金 (1か月当たり、税込み)

使用水量	料 金
5m ³ まで	1,680円
10m ³ まで	2,200円

■ 西佐賀水道企業団 ■

使用水量	料 金
8m ³ まで	1,680円

● 超過料金 (1か月、1m³当たり、税込み)

使用水量	料 金
11m ³ から30m ³ まで	320円
31m ³ から3000m ³ まで	340円
3001m ³ から	250円

■ 西佐賀水道企業団 ■

使用水量	料 金
9m ³ から30m ³ まで	310円
31m ³ から50m ³ まで	380円
51m ³ から	420円

● 1か月当たりの料金の目安 (税込み)

使用水量	料 金
5m ³ まで	1,680円
10m ³ まで	2,200円
15m ³	3,800円
20m ³	5,400円
25m ³	7,000円
30m ³	8,600円
35m ³	10,300円
40m ³	12,000円
45m ³	13,700円
50m ³	15,400円

■ 西佐賀水道企業団 ■

料 金
1,680円
2,300円
3,850円
5,400円
6,950円
8,500円
10,400円
12,300円
14,200円
16,100円



グリーンネット

合併後の
問合せ先

(白石支所) 環境部 水道課 (0952-84-2111)

21-2111

(本 庁) 総務部 総務課 (0954-65-3111)

33-3111

(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)

41-2111

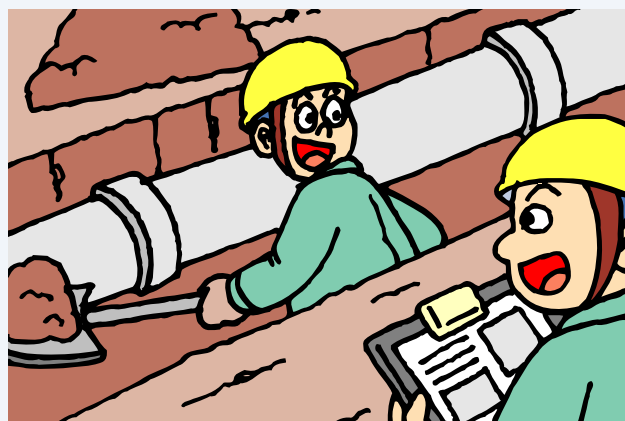
■ 水道加入金

- 加入金は次のとおりとなります。ただし、西佐賀水道企業団の給水地区については、今までどおりです。

■西佐賀水道企業団■

量水器口径	加 入 金
13m/m	66,150円
20m/m	156,450円
25m/m	244,650円
30m/m	352,800円
40m/m	627,900円
50m/m	977,550円
75m/m	2,202,900円
100m/m	3,913,350円

加 入 金
66,150円
156,450円
244,650円
352,800円
627,900円
977,550円
2,202,900円
3,913,350円





グリーンネット

合併後の
問合せ先

(白石支所) 環境部 生活環境課 (0952-84-2111)	21-2111
(本 庁) 総務部 総務課 (0954-65-3111)	33-3111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ ごみとリサイクル

- 今年度（16年度）については、ごみの分別、収集は今までどおりです。なお、制度統一のため、ごみや資源物の出し方（分別）を変更する際は別途お知らせします。

■ 指定ごみ袋

- 指定ごみ袋を統一します。ただし、現町の指定ごみ袋（手持ち分）も、これまでどおり使用できます。



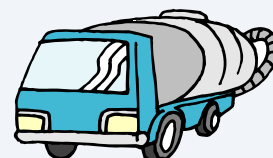
■ 生ごみ処理器購入助成制度

- 生ごみ処理器購入については、今までどおり補助を行います。
- 補助の対象は、町内一般家庭及び自治公民館とします。

対 象 経 費	補 助 率
生ごみ処理器等購入に要する経費 （1基につき6万円を限度とする）	3分の1以内（1,000円未満の 端数は切り捨てる）

■ し尿処理

- し尿処理業務は、今までどおりです。





合併後の
問合せ先

(白石支所) 環境部 下水道課 (0952-84-2111)	21-2111
(本 庁) 総務部 総務課 (0954-65-3111)	33-3111
(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)	41-2111

■ 農業集落排水事業

● 使用料

使用料金は、水道使用量に応じて、以下のとおり算出することになります。

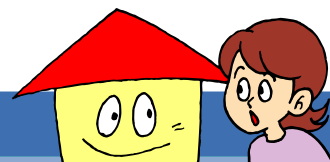
区 分	使 用 量	料 金(税別)
基本料金	10m ³ まで	1,400円
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	200円
	30m ³ を超えるもの	220円

※使用料金 = (基本料金 + 超過料金) × 1.05

※水道水以外を使用の場合は、別途定めます。

(例) 1か月当たりの料金 (税込み)

使用量	料 金
10m ³	1,470円
20m ³	3,570円
40m ³	7,980円



合併後の
問合せ先

(本 庁) 建設部 管理課 (0954-65-3111)

33-3111

(白石支所) 地域業務課 (0952-84-2111)

21-2111

(福富支所) 地域業務課 (0952-87-2111)

41-2111

■ 町営住宅

- 町営住宅に関することは、本庁・支所どちらでも受け付けます。
住宅の使用料などはそれぞれ異なりますので、お問い合わせください。

●現白石町

住宅名	戸数
馬 洗	8
船 津	10
廿 治	20
中 郷	8
六 角	15
六角橋	21
上廿治	24

●現福富町

住宅名	戸数
住ノ江第一	18
上 区	12
住ノ江第二	44
住ノ江第三	15

●現有明町

住宅名	戸数
廻里津	30

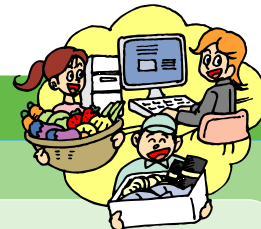
■ 分譲地

- 住宅分譲地についての申し込み、問い合わせは、本庁建設部管理課で受け付けます。

●現有明町

名 称	所 在 地	区画数
若楠の森ありあけ	有明町大字深浦	14

※区画数は平成16年9月1日現在



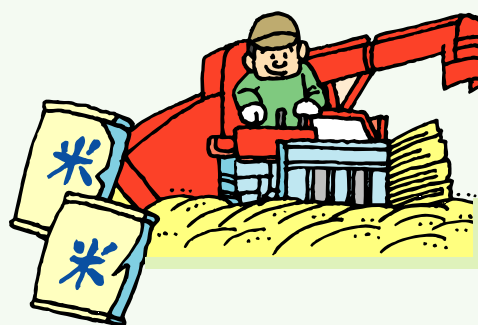
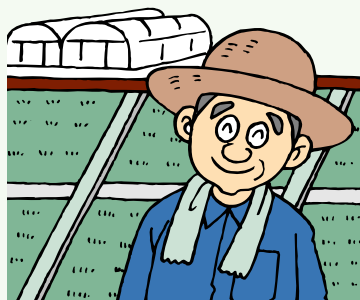
合併後の
問合せ先

(本 庁) 白石町農業委員会 (0954-65-3111)

グリーンネット
33-3111

■ 農地に関すること

- 農地転用申請、農地の貸借、売買など農地に関する業務については、本庁内の農業委員会で行います。また、農地に関する諸証明についても本庁で行います。





合併後の
問合せ先

(福富支所) 教育委員会 学校教育課 (0952-87-2111)

グリーンネット
41-2111

■ 小中学校・幼稚園の名称

- 名称は、次のとおりです。

● 小学校

白石町立白石小学校	白石町立福富小学校	白石町立有明東小学校
白石町立六角小学校		白石町立有明西小学校
白石町立須古小学校		白石町立有明南小学校
白石町立北明小学校		

● 中学校

白石町立白石中学校	白石町立福富中学校	白石町立有明中学校
-----------	-----------	-----------

● 幼稚園

白石町立福富幼稚園

■ 通学(園)区域

- 小中学校の通学区域は今までのとおりです。
幼稚園は新町全域を通園区域とします。



■ 転校の届出

- 転校については、教育委員会（福富支所）へおたずねください。



合併後の
問合せ先

(福富支所) 教育委員会 生涯学習課 (0952-87-2111)

グリーンネット
41-2111

■ 社会教育・社会体育施設の名称

● 名称は、次のとおりです。

● 公民館

白石公民館	福富公民館	有明公民館
-------	-------	-------

● 社会教育・社会体育施設

白石社会体育館	福富社会体育館	有明社会体育館
白石中央公園自由広場	河口堰運動広場	新明グラウンド
// ゲートボール場	福富ふれあい広場	有明ふれあい運動公園
// テニスコート	ふくどみマイランド公園	稲佐山運動公園
楽習館	// 多目的運動広場	有明テニスコート
三近堂コミュニティセンター	// ゲートボール場	有明弓道場
	福富ゆうあい館	龍王崎古今の森公園

● 施設使用の申し込み、問い合わせは各施設または各公民館までお願いします。

● 白石公民館 (0952-84-6925)

● 福富公民館 (0952-87-2149)

● 有明公民館 (0954-65-3135)



住所表示が変わったら

項 目	対 象 者	手 続 き	問 合 せ 先
旅 券 (パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。また、旅券申請のために提出する住民票、戸籍謄(抄)本は、発行後6か月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。 なお旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も、有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	佐賀県旅券センター TEL 0952-25-7005
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	免許証の住所変更が必要です。 この手続きは、免許更新時に合わせて行うこともできます。なお、住所変更を希望される方は、運転免許センターまたは所在地を管轄する警察署で随時手続きができます。	佐賀県運転免許センター TEL 0952-98-2220 白石警察署 TEL 0952-84-2021
会社等の商業登記・法人登記等	会社等の(商業登記簿・法人登記簿等)の本店、主たる事務所の所在地と代表者の住所	商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で変更します。支店等の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請することになります。 (非課税) また、代表者の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなされます。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、代表者の住所変更登記を申請してください。(非課税)	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435
抵当権等(土地登記簿・建物登記簿)の住所	不動産所有者、仮登記権利者、抵当権者(土地建物登記簿等)の住所	合併により所有者の住所が変更になっても、旧町名を読み替える規定があります。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、登記名義人(所有者等)の住所変更登記を申請してください。 (非課税)	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435
土地・建物等登記簿	不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435
政府管掌健康保険者証	政府管掌健康保険の被保険者証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、ご自身で訂正してください。	佐賀社会保険事務局 武雄事務所 TEL 0954-23-0121
国民年金、厚生年金の受給者	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀社会保険事務局 武雄事務所 TEL 0954-23-0121

住所表示が変わったら

項 目	対 象 者	手 続 き	問 合 せ 先
家事・調停事件当事者	平成17年1月1日現在の家事・調停事件当事者	住所変更の手続きをしてください。	佐賀家庭裁判所 TEL 0952-23-3161
公正証書	公正証書を受けている方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、新町発足前に作成された公正証書に基づき、新町発足後の権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要になる場合があります。	佐賀公証役場 TEL 0952-22-4387
NHK(日本放送協会)の契約関係	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	NHK佐賀放送局 TEL 0952-28-5040
電話等の契約	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。また、電話番号も変更ありません。	契約している電話会社
電気料金・契約関係	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、契約名義の変更の場合は右記関係へ申し出てください。	九州電力武雄営業所 TEL 0954-22-2171
環境衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、旅館等)	左記の許可を受けている方	管轄の保健所で住所変更手続きを行ってください。	杵藤保健所 TEL 0954-22-2103
食品の営業許可	左記の許可を受けている方	合併時の住所変更の手続きは必要ありませんが、次回更新の時にその旨を申し出てください。	杵藤保健所 TEL 0954-22-2103

福祉関係

項 目	対 象 者	手 続 き	問 合 せ 先
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は、本庁で、母子手帳交付日に交付します。(月2回)	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
妊婦一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は母子手帳交付時に一緒に交付します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
重度心身障害者医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、受給資格の更新時(7月)に新しい受給資格証を発行します。	白石町役場長寿社会課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
ひとり親等家庭医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、受給資格の更新時(8月)に新しい受給資格証を発行します。	白石町役場福祉課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
乳幼児医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、4月ごろに新しい受給資格証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧町発行の受給資格証を本庁・支所まで返却してください。	白石町役場福祉課 TEL 0954-65-3111 (本庁)

住所表示が変わったら

項 目	対 象 者	手 続 き	問 合 せ 先
乳児一般健康診 査受診票	左記の受診票をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は乳児相談時に交付します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人保健医療受 給者証	左記の受給者証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、希望があれば新しい住所の受給者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人医療の限度額 適用・標準負担額 減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の認定証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人保健特定疾病 療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受療証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険被保 険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の被保険者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険標準 負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の認定証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険高齢 受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受給者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険特定 疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受療証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
介護保険被保険者 証	左記の被保険者証をお持ちの方	福富町及び有明町にお住まいで、要介護認定を受けている方については、平成17年1月に新しい介護保険被保険者証を送付します。その他の方については、手続きの必要はありません。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険利用者負 担額減額・免除等 認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険特定標 準負担額減額認 定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222

住所表示が変わったら

項 目	対 象 者	手 続 き	問 合 せ 先
介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
訪問介護利用者負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。	白石町役場白石支所 生活環境課 TEL 0952-84-2111

金融機関関係

項 目	手 続 き	問 合 せ 先
預金通帳、定期預金証書等 キャッシュカード	一般的には、合併時の住所変更の手続きは必要ありません。個別に各金融機関に確認してください。	各金融機関
クレジットカード	各社で対応が異なりますので、詳細については各窓口で確認してください。	各金融機関 各クレジット会社
有価証券、保険証書	各社で対応が異なりますので、詳細については各窓口で確認してください。	各規約等に定めのある窓口



このガイドブックは、平成16年8月末現在の
調整内容に基づいて編集しています。

白石・福富・有明3町合併協議会



合併したらこうなります

合併早わかりガイドブック 第1弾

発行日／平成16年10月1日

編集・発行／白石・福富・有明3町合併協議会

〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1312-1

☎0952-71-5266 FAX0952-71-5267

e-mail : sfa3t-gk@vip.saganet.ne.jp

<http://www.saganet.ne.jp/sfa3t-gk/>